

受付年月日	4. 3. 8	付託委員会	経済文教
提出者	●●●●●●●●●● ● ● ● ●		
提出者からの説明希望の有無			有・ <input type="checkbox"/> 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>いじめ対応についての説明に関することについて</u></p> <p>(要旨)</p> <p>市内中学校の女子生徒が令和3年2月に行方不明となり、同年3月に遺体で発見された件に関わり、転校前まで通学していた中学校と旭川市教育委員会は「第三者委員会の調査に影響を与えるおそれがある」との理由で、当時、どのようないじめ対応をしたかについて、説明を保留し続けている。</p> <p>しかしながら、第三者委員会は、関係当事者の主張を聞いた上で事実認定を行う「法律や医療福祉の専門家を集めた公平中立な機関」であり、調査に影響を与えることはない。</p> <p>したがって「調査に影響を与えるおそれがある」との理由は失当であり、当該中学校の保護者や市民に説明を行わないで良い理由にはなり得ない。</p> <p>当該中学校や旭川市教育委員会が、当時、どのようないじめ対応を行ったかについて、説明をせず、検証結果も再発防止策も示さないことは、当該中学校の保護者や旭川市民の安心安全を脅かすものであるため、今津寛介旭川市長から当該中学校と旭川市教育委員会に対し、厳しく指導を行う必要がある。</p> <p>今回の陳情内容についてオンライン署名で賛同者を募ったところ、令和4年2月6日からの1か月間で全国から7,768名の賛同を得られることとなり、当該中学校に対して保護者説明会の開催を望む声が多いことも判明した。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 旭川市教育委員会と当該中学校による保護者説明会を開催すること。 開催の際には、いじめの調査方法、女子生徒の母への対応等、令和元年当時のいじめ対応について説明を尽くすこと。 			